

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	P4 基本目標1	<p>●障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験 「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」の目標値については「0%」でなければおかしいと思う。これではまるで「4年後も熊本市では障がい者の2割は差別を感じても仕方がない」と熊本市が容認したかのように受け止められてしまう。そもそも前プランで基準値35.5%を25%に下げる目標を立てたにも関わらず実際は34.8%と1ポイントも下がっておらず、まずはこの結果となった過去5年間の熊本市の障がい児者福祉施策の検証をしっかりと行うべき。その上で今後の4年間でどうすれば0%に近づけることができるか、検証結果を反映させた個別施策を設定するべきではないか。今回の「20%」という目標値には残念ながら基本理念の血が通っているとは思えず、障がい当事者の多くも賛同し難いのではないだろうか。「当事者の意思はどうか」という視点を踏まえた目標であってほしい。</p>	<p>最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり0%であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて20.0%とし、引き続き理解促進の取組を進めてまいります。</p>	③説明・理解
		<p>目標値20%について、目標値はもう少し低い数値にすべきと思います。（20%未満で出来るだけ低い数値）</p>		③説明・理解
3	P4 基本目標2	<p>●障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合 「障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談の体制が整っていると思う割合」の目標値は「100%」でなければならないと思う。理由は、4年後も熊本市の半数近く（48%）が「整っていない」ということを熊本市として容認したかのように見られかねないからだ。基本理念を踏まえれば当然目標値は100%で、却って「52%」という数字がどうして導かれたのか不思議に思う。「52%」という数字に障がい当事者が納得できる理由はあるのだろうか。</p>	<p>最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり100%であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて52.0%とし、障がいのある方が安心して暮らすための支援や相談体制の充実を図ってまいります。</p>	③説明・理解
		<p>目標値52.0%について52%の根拠はあると思いますが、目標数値なので、50.0%にすべきと思います。</p>		③説明・理解
5	P5 基本目標3	<p>●熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある方の割合 446人の根拠はあると思いますが目標数値なので、450人にすべきと思います。</p>	<p>当該成果目標は、これまでの実績及び伸び率に基づいて算出しています。</p>	③説明・理解
6	P6 基本目標4	<p>基本目標4の本文に「障害のある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保…推進します。」のような表現を追記すべきと思います。</p>	<p>ご意見をふまえて、「障がいのある人が日常生活において地域で安心して暮らすことに加え、災害発生時においても障がい特性に配慮した支援や安全の確保、防犯対策を推進します。」に修正しました。</p>	①補足修正
		<p>●熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合 「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合」の目標値も上記同様「100%」でなくてはならないと思う。さらに、この目標については、前プランで基準値35.0%を50%に上げる目標を立てたが、今回、基準値が34.1%となり目標どころか基準値さえも下回る結果となってしまった。市民の意識がなぜ下がってしまったのか、まずはその検証をきちんとすべき。前回、目標値も基準値も達成できなかったのに、なぜ今回の目標値を5ポイント増やして「55%」にしたのか。単に数字が一人歩きしないように、障がい者本人の意思が反映された基本目標にしてもらいたい。</p>	<p>最終的に目指すべき姿としては、ご意見のとおり100%であると考えておりますが、目標値は当事者アンケートの結果を踏まえて55%とし、現プランの検証と次期プランに掲げる施策の推進に取り組んでまいります。</p>	③説明・理解
8	P15 1 障がいのある人に対する理解促進・啓発	<p><現状と課題> 「知識の普及を進め、啓発活動を推進」について、「知識の普及と、啓発により理解を推進する」のような表現が望ましいと思います。</p>	<p>ご意見をふまえて、「知識の普及と、理解啓発を推進する」に修正しました。</p>	①補足修正
9		<p>①様々な媒体を用いた理解促進 「理解の啓発活動」について「理解を深める啓発活動」のような表現が望ましいと思います。</p>	<p>ご意見をふまえて、「障がいに対する理解を深める啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。」に修正しました。</p>	①補足修正
10	P17 1- (1) 障がいに対する理解の促進	<p>⑤様々な障がいについての理解 「福祉保健普及運動や自殺対策強化月間、ピアサポーター」について、自殺対策強化月間を記載した理由は何でしょうか、殊更に精神障がい者に自殺の懸念が高いように感じます。「自殺対策強化月間」は不要と思います。</p>	<p>ご意見をふまえて、精神障がいを持つ方は自殺リスクが高いため、その予防のため記載をしておりましたが、精神障がいについての理解促進としては誤解を招く可能性がありますので、削除しました。</p>	①補足修正
11	P17 1- (2) 障がい者サポーター制度の推進	<p>④障がい者サポート・企業団体の認定 ここでなくても良いと思いますが「事故や体調が急変した時のためにICT等を活用した連絡手段の活用を推進する。」等の表現を追記すべきと思います。</p>	<p>ICTの活用については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。</p>	④事業参考

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
12	P20 2 差別の解消及び権利擁護の推進	この項目全体を通しての表現について、「行政等、職員等、行政サービス等」の表現は民間事業者が含まれないと誤解されることが懸念されるため、民間事業者の表現を追記すべきと思います。	施策の方向性「(4) 行政等における合理的配慮の充実」の内容は、行政における取組であることから、民間事業者の表現は記載していません。より分かりやすい表現とするため、「(4) 行政における合理的配慮の充実」に修正しました。 民間事業者に対しては、引き続き障がい者サポーター研修や各種リーフレット等を活用し、障がいを理由とする差別の解消を推進してまいります。	③説明・理解
13	(4) 行政等における合理的配慮の充実」は現状と課題本文にあるように「行政機関等及び民間事業者における」等の表現が望ましいと思います。	③説明・理解		
14	P23 2- (4) 行政等における合理的配慮の充実	①職員等への啓発・資質の向上について、「行政職員及び民間事業者の社員への啓発・資質の向上」等の表現の方が望ましいと思います。		③説明・理解
15		②行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底について、「行政及び民間事業のサービスにおける差別的取り扱い…」等の表現の方が望ましいと思います。	③説明・理解	
16	P23 2- (4) 行政等における合理的配慮の充実	イ 選挙における合理的配慮 について 特別支援学校の生徒や保護者や福祉サービスを利用している利用者などにも選挙管理委員会などが「代理投票」がある事をもっと周知してほしいし投票所でも「代理投票」を申しでたり障がい者手帳をみせたら「代理投票」をできるようにしてほしい。 選挙公報のやさしい版を発行してほしい。「○○をやりませす！」などでは具体性に欠け抽象的な事が理解できない発達障がい者などには通常の選挙公報はハードルが高い事も理解してほしい	代理投票制度の周知については、特別支援学校の生徒や保護者向けに選挙出前講座で説明する等の取組を行っており、投票所の入口付近には、指差しで必要な支援を求めることができる「選挙コミュニケーション支援ボード」を用意しております。代理投票をはじめとした支援を投票所の係員が行いますのでご利用できます。 また、選挙公報については、法で候補者が作成した掲載文を原文のまま掲載することになっており、選挙管理委員会で要約等できませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。	④事業参考
17	P26 1- (3) 障がい特性に応じた支援	③障がいのある高齢者に対する支援 熊本市における障がい者共同生活援助事業の利用年齢制限について、現在当法人においても障がい者グループホームを運営しているところですが、当法人は主に精神障がい者の支援を行っています。熊本市はすべての障害について現在65歳以上の障がい者グループホームが利用できない制度運用になっています。周辺の他市町村に関しては、要介護認定がされていないのであれば障害福祉サービスのグループホーム利用に関して年齢の制限は設けられていません。 障がいは一定の年齢に達することによって軽減されるものではなく、当然ですが高齢福祉のスキルと障がい福祉のスキルは別のもので、本人のQOLの向上に資するのであれば、選択肢を広げるべきではないでしょうか。この問題は以前B型作業所などでも同様でしたが、すでに解消されています。共同生活援助だけが年齢制限を設けた制度運用となっている事については、やや合理性に欠けると言わざるを得ません。熊本市以外の市町村では認められ、熊本市では認めないという合理的な説明が必要になるのではないのでしょうか。 現場においては、本人の希望によって年齢制限により施設に対するサービス支援費が無支給の状態に入居されている方もおられます。むしろ支援自体は他の利用者さんたちと同様に行っていますが、施設職員によるボランティアの状態です。合理的な説明が困難であれば、制度運用の見直しをお願いいたします。	熊本市における共同生活援助の利用要件につきまして、65歳になる以前から当該サービスの支給決定を受けておられる方につきましては、引き続き当該サービスの利用が可能となっております。ただし、65歳以上になられた方が新規で申請される場合につきましては、国の事務処理要領に基づき原則介護保険優先としております。	⑤その他
18	P27 1- (4) 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の円滑な提供 「地域で安心して暮らすためには、その基盤となるすまいの確保が必要であり、そのために福祉と住宅の連携強化を推進します。」等の表現を追記すべきと思います。	障がいのある方の住まいの確保については、P55「③障がい者の居住支援」の中でご意見の趣旨を盛り込んでおります。	②既記載
19	P33 2- (3) 学校教育の充実	④施設等環境整備 「校舎等の施設・設備の」よりも「学校敷地や校舎等の施設・設備の」等の表現の方が望ましいと思います。	学校敷地については、「校舎等」の中に含めたところで、障がいのある児童生徒の学習環境の向上のための整備充実に努めます。	③説明・理解
20	P34 2- (5) 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援	①医療的ケア及び重症心身障がい児への支援体制の充実 医療的ケア児及び重症心身障がい児のためのレスパイトケアと読み取れますが、厚生労働省のレスパイトケアの在り方の報告では、本人および家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るようになっていきますので、「医療的ケア児及び重症心身障がい児が、自宅中心で地域生活を営んでいくための医療型短期入所などの整備や家族を含めたレスパイトケアの充実を図ります」の表現でいかがでしょうか。	家族に対するレスパイトについては、同ページの「②家族への支援体制の充実」の中でご意見の趣旨を盛り込んでいます。なお、当該項目は、医療的ケア時及び重症心身障がい児の家族に対する支援施策を、ソフト面の取組（サービスの提供体制の充実）と、ハード面の取組（医療型短期入所の施設整備）に分けた文章構成としております。	③説明・理解

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
21	P35	「障がい児の療育にかかる熊本市の支援体制イメージ（図）」について、熊本市が主体ですので、「熊本市の障がい児療育にかかる支援体制のイメージ」としたほうが、P24の「熊本市の地域生活支援拠点等整備のイメージ（図）」と平仄が取れると思います。	ご意見のとおり、「熊本市の障がい児療育にかかる支援体制のイメージ」に修正しました。	①補足修正
22	P39 3-（4）精神保健・医療施策の推進	②依存症の対策 「オーバードーズ」について追記すべきと思います。	市販薬や処方薬の「オーバードーズ（過量服薬）」に関する問題については、現在記載してある「依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」の中に含めたところで、啓発や相談を実施しております。	②既記載
23	P46 2-（1）文化芸術を通じた社会参加の促進	②文化芸術活動への支援 2-（1）スポーツ活動への支援の表現と同様に「施設のバリアフリー化」を追記すべきと思います。	市民会館等の文化施設については、一般的なバリアフリー化には対応済みであり、P55「①公園・公共施設等の整備」において市全体の施設整備の方針として記載があるため、個別の記載をしておりません。	③説明・理解
24	P47 2-（1）文化芸術を通じた社会参加の促進	③文化施設等の利用支援 「施設職員へ障がい者への理解を促進するために研修等を行います」等の表現を追記すべきと思います。	P15「①障がい者サポーター研修（出前講座）の開催」に記載のとおり、文化施設の職員を含む全ての市民を対象に、障がい者サポーター研修を実施し、障がい者への理解啓発を推進します。	②既記載
25	P48 3-（1）学習の機会や余暇活動の推進	①学習機会の提供と講座等の実施 「地域公民館等の施設のバリアフリー化を促進します」等の表現を追記すべきと思います。 （地域での暮らしに一番身近な施設である地域公民館はバリアフリー化が遅れていると感じます。）	P55「①公園・公共施設等の整備」に記載のとおり、市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある方のご意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 ご意見のとおり、地域において身近な施設である公民館についても同様に、誰もが利用しやすい空間の整備に努めてまいります。	②既記載
26	P49 3-（2）移動しやすい環境の整備	①公共交通機関等による外出の支援 「低床電車、低床バス、EVバスの導入を促進します」等の表現を追記すべきと思います。 （56ページにも記載されていますがここにも記載すべき）	P48「①公共交通機関等による外出の支援」は、障がいのある方の外出を支援する制度について記載しており、P56「③公共交通機関の利便性の向上」においてはハード面の整備（バリアフリー化）について記載しております。	③説明・理解
27		②自家用車による外出の支援 「施設への車椅子駐車場整備を促進します」等の表現を追記すべきと思います。	車いす利用者用駐車施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」で定められています。ご意見については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。	④事業参考
28	P49 3-（2）移動しやすい環境の整備	「③移動しやすい歩道環境整備」を追記し、「中心市街地のバリアフリー化と建築物へのアクセス改善を推進します」、「地域の生活道路でのバリアフリー化を推進します」等の表現を追記すべきと思います。（車や公共交通機関だけでなく、車椅子や歩行での移動環境を整備することが必要と思います。）	本市では、令和5年6月に「熊本市バリアフリーマスタープラン」を策定しており、誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化の実現を目指しています。当該プランにおいてご意見の趣旨を盛り込んでいるところです。	③説明・理解
29	P51 4-（1）障がい者に配慮した市政情報の提供	市政だよりや議会だよりの「やさしい版」を発行してほしい。	P49「4-（1）障がい者に配慮した市政情報の提供」において、障がいの特性に配慮した情報提供の充実を図ることとしています。	③説明・理解
30	P53 1-（1）防災対策の推進	④NET119やFAXを活用した緊急通報の利用促進 熊本市（消防本部）ではLive119を推奨していることから、「NET119やFAX、Live119などを活用した緊急通報の利用促進」としてはいかがでしょうか。	『LIVE119』とは、スマートフォンからの通報者に動画の送信を依頼し、通常の119番通報（電話による聞き取り）に映像を加えることでより正確な情報を伝えることができるシステムになります。 『NET119』や『FAX』を活用した緊急通報とは、障がいの方が119番通報できる手段としてサービスを提供しているものであり、LIVE119とは利用目的が異なるシステムになりますので、素案に記載している内容のとおりとさせていただきます。	③説明・理解
31		⑥福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備 今回の能登半島地震でも分かるように発災直後に一次避難所で障がい者の判定やトリアージをする事は極めて難しいと思われる。福祉避難所や福祉子ども避難所に直接避難できる当事者や家族の対象を広げるとともに、平時のうちにあらかじめ登録しておき、支援学校等での避難訓練を近隣住民らと一緒に繰り返し開催できるように避難計画や協定等の見直しに取り組み、障がい児者や家族が決して取り残されないようにしてほしい。	福祉避難所及び福祉子ども避難所は、災害救助法が適用されるなどの大規模な災害が発生した場合に、必要に応じて開設される二次避難所です。現在、福祉子ども避難所については、震度6弱以上の地震が発生した場合に特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がい児とその家族や、指定避難所等での避難生活が困難と判断される障がい者等に限り、直接避難が可能となっております。 ご意見については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。	④事業参考
32	P54 1-（1）防災対策の推進	⑦災害時の生活再建に向けた支援 「被災者に対し住宅確保のための支援や相談体制を充実させます」等の表現を追記すべきと思います。（住まいが被害を受けた障がい者は特に住まいの確保に課題が多く恒久的な住まいの確保のためには様々な支援と相談体制の整備が必要）	ご意見をふまえて、「災害時においては、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら障がいのある被災者の見守りを行うとともに、相談体制を充実させ、住宅確保等の生活再建に向けた支援を実施します。」に修正します。	①補足修正
33	P54 1-（3）感染症への対策	②在宅の重度の障がい者等への支援を「障がい者等への支援」に表記を変えてほしい。	当該項目は、在宅の重度障がい者等への支援に関する取組を記載していますので、原案のとおりとさせていただきます。	③説明・理解
34	P55 2 生活環境の向上	<現状と課題> 「住宅環境」は「居住環境」の表現が望ましいと思います。（住宅という表現はハードのみと捉えられがちで、暮らすことを想起出来る居住環境が望ましい）	ご意見のとおり、「居住環境」に修正しました。	①補足修正

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
35	P55 2- (1) 住まいの環境の整備	①住宅改造や改修に対する支援 「障がい者団体等との情報共有や研修等を行うことにより、リフォームヘルパーの資質の向上を図る。」「改修に関わる関係者の資質の向上のために研修等を実施し、多様なニーズと障がいの様々な状況に応じた改修を推進する。」等の表現を追記すべきと思います。(改造や改修がそれぞれの障がい者のニーズや課題解消により良い形につながるように)	本市の障がい者住宅改造におけるリフォームヘルパー(住宅改造居宅介護支援員)の派遣については、建築士及び理学療法士の専門職に派遣を依頼しており、リフォームヘルパー(住宅改造居宅介護支援員)の資質向上について、本プランに盛り込むことは困難ですが、多様なニーズと障がいの様々な状況に応じた改修を推進するよう引き続き努めてまいります。	③説明・理解
36	P55 2- (1) 住まいの環境の整備	②公営住宅の活用 「様々な障がいの状況を想定したバリアフリー化を推進します」等の表現を追記すべきと思います。(障がいの程度やニーズは多様なため、画一的なバリアフリー化ではなく、いくつかのパターンやフレキシブルに改修できるような工夫が必要)	ご意見のとおり、障がいの程度やニーズは多様であることから、今後の公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、関係課との協議を行い様々な障がいの状況を想定した検討を行ってまいります。	④事業参考
37		公営住宅の活用に関して、住居などのハード面だけでなく、ソフト面、人的支援も(雇用や委託などで)対応が必要になっていると感じます。除草や共有部分の掃除当番、団地内(棟内)の役員など役回りで、ご高齢であったり、障がいをお持ちで困難さを感じておられていても、「みんな同じように事情はある」ということで、本当に寝たきりでない限り、せざるを得ない団地もあるようです。民間のアパートでも同様のことがあるのではないかと思います。 横のつながりや地域での見守りなど良い面もありますが、今後更に高齢化が進んだり、公営住宅の活用を進めていかれるのであれば、見えにくい部分にも支援の手が伸ばされることで、理解を得やすい共生社会となるのではないのでしょうか。	ご意見については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。 なお、本市では、地域・企業・学校等に対する出前講座の実施や、啓発イベント等を開催することで、障がいや障がいのある方への理解促進を目的とした「熊本市障がい者サポーター制度」を推進しています。 引き続き当該制度を推進することで、地域における障がいのある方への合理的配慮に繋がるとともに、障がいの有無に関わらず全ての市民が地域社会の構成員として安心して暮らせる共生社会を実現を目指してまいります。	④事業参考
38		「③緊急時の対応」を追記し、事故や体調が急変した時のためにICT等を活用した連絡手段の活用を推進し、災害時にも活用できるようにする等の表現を追記すべきと思います。	ICTの活用については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。	④事業参考
39	P56 2- (1) 住まいの環境の整備	③障がい者の居住支援 「住宅の確保に課題を抱える方」は「住宅の確保に配慮を要する方」等の表現の方が望ましいと思います。(住宅確保要配慮者) また、「連携して、入居にかかる相談支援等を行います」は「連携してセーフティネット住宅の登録促進や相談体制の充実を図ります。」等の表現の方が望ましいと思います。	「熊本市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の記載に合わせ、「住宅の確保に課題を抱える方」を、「住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)」に修正します。 また、入居にかかる包括的な支援を行ってまいりますので、「入居にかかる相談支援等」を「入居にかかる支援」に修正します。	①補足修正
40		④障がい者の居住支援 「ICTを活用するなどして入居後の見守りや支援を行うことで障がい者が安心して暮らせる住宅を増やします。」等の表現の方が望ましいと思います。	ICTの活用については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。	④事業参考
41	P56 2- (2) バリアフリー化の推進	①公園・公共施設等の整備 「段差の解消など」は「段差の解消や多目的トイレの整備など」等の表現の方が望ましいと思います。(障がい者は外出時のトイレの利用に困る場合が多いため、特に公園や公共施設の多目的トイレの整備改修が重要)	ご意見をふまえて、「公園の整備にあたっては、出入口等の段差の解消や多機能トイレの整備など、誰もが利用しやすい空間の整備に努めます。」に修正します。	①補足修正
42		「施設の整備に関わる関係者の障がいへの理解促進のため研修を実施する。」(計画、設計、施工の各段階で関わる全ての人の理解が必要)、「公共建築物の整備に当たっては化学物質過敏症など様々な状況の方々へも配慮する。」等の表現を追記すべきと思います。(外見では分からない様々な障がい者への対応が必要)	P15「①障がい者サポーター研修(出前講座)の開催」に記載のとおり、施設整備関係者を含む全ての市民を対象に、障がい者サポーター研修を実施し、障がいや障がい者への理解啓発を推進していきます。また、研修の中で、外見では分かりづらい障がいへの理解促進も図ってまいります。	③説明・理解
43	P57 2- (2) バリアフリー化の推進	②安全で快適な道づくり 「歩行空間の劣化や通行に支障がある状況を通報し臨機に補修等の対応ができるようにする。」(常に移動の円滑な道路空間を維持するため)、「駅舎のバリアフリー化等、障がい者の移動環境の向上を働きかける。」(移動は一本の線につながる必要があり、そのどこかで途切れることが懸念される)等の表現を追記すべきと思います。	ご意見をふまえて、「・道路と施設との連続性を確保した面的・一体的なバリアフリー化を推進します。」を追記しました。 なお、補修等の対応は、状況を把握次第土木センターにて実施しており、通行に支障がある状況の通報については既存のLINE通報システムにより対応を行ってまいります。	①補足修正
44	P57 2- (2) バリアフリー化の推進	②安全で快適な道づくり 特に中心市街地において、車いす利用者や高齢者などにとって道路と歩道の段差は通行しづらく転倒の危険もあることから、通行人が多い場所を優先して道路と歩道の段差をなくす取り組みの追加をお願い致します。	本市では、令和5年6月に「熊本市バリアフリーマスタープラン」を策定しており、誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化の実現を目指しています。当該プランにおいてご意見の趣旨を盛り込んでいくところです。	③説明・理解

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
45	その他	<p>「障がい者福祉タクシー利用券」など障がいの程度が重ければ使え障害が軽くなれば利用していた制度を利用できなかったり明らかに対象であるのに制度が「障がいの重さ」が基準となって施策にアクセスできない人もいます。</p> <p>「障がい者福祉タクシー利用券」などの利用基準は「障がいの程度の重さ」が対象となっています。障がいの程度が重ければ施策などで優遇される事で障がいの程度が重く施策や制度を利用している障がい者と施策や制度を知らなかったり障がいの程度が軽いが故に施策や制度を利用できない障がい者、あるいは障がいを持つことでの親同士で対立や分断を生んでいる事を熊本市は理解するべきだと思います。「障がいの重さ」を基準に熊本市が障がい者施策を続ける限りいつまでたっても障がいがある事で「差別」を感じたり「嫌な思い」は減らないと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は今後の取組に関する参考とさせていただきます。</p> <p>なお、障がい者福祉タクシー利用券などの制度については、ご意見にあるように障がいの程度によって交付対象を定めています。また、障がい者福祉タクシー利用券などは、外出するためのハードルがより高い重度の障がい者に対し、生活拡大と社会参加の促進を目的に交付対象となる障がいの程度を定めています。</p>	⑤その他
46		熊本市障害者施策推進協議会や熊本市障がい者自立支援協議会など平日に開催されているが障がい者が動画サイトなどで会議を視聴したり直接傍聴できるよう休日に開催してほしいです。毎回障がい者施策などを話しているのに障がい者ではなく健常者である有識者を優遇するのはおかしいし議事録などももっと早く公開してほしいです。	今後の取組に関するご意見として、参考にさせていただきます。	⑤その他
47		熊本市障がい者虐待防止センターは電話での相談か来所での相談しか想定していないのか。電話やコミュニケーションが苦手な人もいますのでメールでの相談も明記してほしい。	現在、熊本市障がい者虐待防止センターにおける通報の受付については、電話または来所での対応のみとなっておりますが、電話やコミュニケーションが苦手な人も相談できるよう電子メールでの相談受付についても、今後検討してまいります。	⑤その他
48		熊本市障がい者生活プランはまだ素案の段階ですが今後障がい者生活プランの障がい者向けのやさしい版を作る予定はあるのか？ この素案は「健常者」が素案を読みパブリックコメントを提出するという前提になっていて障がい者が読む事が前提になっていません。プランの内容の言葉が「ですます調」なのは致し方ないのですが読みながら文字フォントも小さく「何を頑張る」のか「これからどうするか」文字だけでは分からない人もいます	今後の取組に関するご意見として、参考にさせていただきます。 なお、パブリックコメントの実施方法については、多くの方のご意見を聞くことができるよう、今後工夫をさせていただきます。	⑤その他
49		障がい者同士が結婚し妊娠出産し子育てをすることは権利であり生活を支援することも明記してほしい。結婚を理由として数年前とある都道府県において障がい者同士の結婚を理由に不妊手術を強要させた事例もあります。障害福祉サービスにおいて障がい者同士の結婚を理由とした不利益や不妊手術の強要はしない事と明記してほしいし行政や特別支援学校や障害福祉サービスなどにおいても十分な支援と不利益となる行為を行わない事も明記してほしいです	障がいの有無に関わらず、全ての人に結婚・出産・子育てをする権利があります。障がいを理由にこれらの権利が侵害されることのないよう、障害者基本法や障害者権利条約等の周知を行うほか、権利擁護に関する広報・啓発に努めてまいります。	⑤その他
50		一般就労する障がい者はいいい障がい者でA型やB型で働く人達はいいい障がい者ではないと誤った解釈や対立分断を煽る人も出てくると思います。熊本市はそうした解釈や考えではないと言うかもしれませんが、A型で働く人もB型で働く人も最低賃金や工賃を貰い地域社会の中で「安定」した生活を望む人もいます。行政が考えを押し付けるような記述や目標はやめた方がいいと思います。	ご意見のとおり、障がいのある方の働く場については、ご本人のニーズがまず前提としてあり、その方にとって最適な環境で働くための選択肢として「一般就労」と「福祉的就労」があると考えています。 障がいのある方が、自らの意思決定に基づき働き方を選択できるよう、関係機関と連携をしながら必要な支援を行ってまいります。	⑤その他
51		規模が大きく名前が知れている事業所の作業製品が売れているところは月々の工賃が多くボーナスが貰えて規模が小さいB型事業所では月々の工賃が少なくボーナスの支給すらない事業所もあります。工賃の格差は今後も増えると考えます。 工賃の支給は売り上げから材料費等を引いた額から支給するという決まりがありますがそれとは別に小規模の事業所においてはサービス給付費とは別に事業所を直接支援をしたり利用者に対して工賃の補助を行ってほしいです。 また、上通りのびびれす広場にて「おとなりマルシェ」を開催してありますが障がい者（利用者）の意欲の向上や作業製品を売るという目的は理解しますがそれだけでは不十分だと考えますし「工賃向上」には直接的には繋がらないと考えます。	本市では、おとなりマルシェ（障がい者施設商品販売会）だけでなく、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先発注に取り組むとともに、企業に対して障害者就労施設等が取り扱う物品・役務の情報発信を行うなど、販路拡大や工賃水準向上に向けた取組を進めていきます。	⑤その他

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
52	その他	<p>いつもお仕事スタッフの方々お疲れさまです。私は発達障がいがあり、手帳を持っています。</p> <p>この市政だよりの障がい者生活プラン（素案）にどのようなことを書くことを求められているのか正確にわからないまま書かせて頂いていることをどうぞお許してください。私は現在、中小企業（ほとんど個人企業に近い）で、短時間労働者として働いています。周囲の従業員には、発達障がいであることを伝え、苦手分野を伝えてはいますが、周りの方々にはあまり理解されず、うわさ話（私のできない所）笑いの種をされます。←（仕事上の重要なことではないことに対して）</p> <p>2年程前の面接後しばらくしてから、社長に障害があるゆえ、仕事の面での記憶が難しいことはお伝えしました。</p> <p>助成金があれば、社長やその他上司の方々も私に対しての目の向け方が変わるのかなと思いますが、おそらく精神障がい者はハローワークを通していない…とか（有・無料の職業紹介事業者）1人、0.5人として数える…とか、短時間労働者は例外…とか、等の理由で？助成金は受けておられません。もうすでに2年経ちましたが、障がい者雇用の枠だけでなく中小企業も、精神障がい者・短時間労働者（週20時間以上30時間未満）0.5人でなく1人と数えるなど、規制を取り除いてほしいと考えます。</p> <p>助成金を受けられれば、上司の態度や他従業員の障がい者に対する対応が良くなると思います。いわば、いじめのようなものがあると、継続していくことがとても難しくなります。</p>	<p>ご意見については、関係機関と情報共有させていただき、今後の取組に関する参考とさせていただきます。</p> <p>なお、障がいに対する理解啓発については、「熊本市障がい者サポーター制度」等を活用し、様々な障がい特性や配慮の方法について周知を行うことで、障がいのある方を雇用する企業等の理解を促進してまいります。</p>	⑤その他
53		<p>社会のためのお仕事いつもありがとうございます。今回、お手紙させて頂きましたのは、「特定求職者・雇用開発助成金」の対象についての障害者、私、労働者側からの要望です。（経営者ではありません。）この助成金を受けるには、面接以前に、ハローワークを通す（あるいは、人材紹介会社が有料・無料の雇用関係給付金取扱業務者であること一を通す）が、対象です。そのことの前題の前に、私は、一般求人で（障がい者雇用の枠ではない）週20時間の短時間労働で（今約2年）雇用されています。中小企業です。面接当時は、障がい者を雇用することで会社が助成金を受けられる事は知りませんでした。（後程言われましたが社長も知りませんでした。）私は、雇われるか不安でしたので、（発達障がいがあること、障害者手帳を持っていること）を伝えずに面接、雇い入れてもらいました。面接後、1～2か月後して、障害者手帳があることを社長に伝えましたが助成金の対象にならない旨、でした。その後、労働災害書類を出したり、（まだ認定はおりてませんが。）セクハラ、モラハラがあり、刑事事件としたかったですが、セクハラモラハラをした従業員男性について社長に詳細を書いて、謝罪を求める（記録を书面を）出しました。第三者（社長）を入れて、本人男性従業員は、謝罪されました。後者は良い結果になったとはいえ、労災の書類を出したことで上層部からの、対、私は肩身の狭い思いをしています。</p> <p>障がいについてスタッフにも伝えてますが、理解は十分ではありません。ネットの資料ですが、障がいを開示して就職が継続する人は7割と比べ、障がいを隠しての一般就労で1年続く人は2割程度と少ないとあります。特定求職者雇用開発助成金（特定求職困難者コース）で、仮に、助成受けれたとしても、45才以上の精神（発達障がい者）は、対象期間が3年（中小企業）とあります。いずれにしても、障害手帳を保持していることを知らずに雇入れた場合は入社後に障害手帳を持っているということが、わかったとしても、特定求職者雇用開発助成金の対象はなっていません。ですが障がいがあると、出来ること出来ない事の凸凹でこぼこの障がいあり職場ではいじめに似たものもあります。</p> <p>結論として、一般求人で、障がい手帳のことを面接で伝えなかった人も、（あるいは、障がい手帳を面接後に持つようになった方々も）就労継続のために、範囲を広げて、平等の観点から助成金を会社が受けられるようにして頂けないでしょうか。</p> <p>又、対象期間も、範囲を広げて頂けないでしょうか。（もしかしたら期間定めなし改正かも）障がいに対する理解を会社の従業員や上層部（社長夫妻、会長夫妻等）が認識してもらいたい。発達障がいの継続困難を抱える人々（障がい手帳不提示の面接の障がい者等）は社会に大勢いると思います。ですが、弱者のマイノリティと感じます。どうか、よろしくお願い致します。</p>		⑤その他

	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
54		<p>重度障がいを持つ知り合いの生活に触れながら、自力移動が困難な乳児・障がい児・障がい者・高齢者の家族の負担の大きさをおもんばかっています。そもそもその管轄が分かれていて残念で悔しいです。知り合いは家の近くに立派な高齢者の施設があり、入浴やミキサー食等のサービスもうらやむだけで、福祉車両で渋滞の中送迎で家族は腰痛に悩んでいます。家族負担や、人手不足の福祉業界の負担を軽減するためにも、国の所轄の壁をどうにか熊本市から融通をきかせてもらえないか、とお願いしたいです。</p> <p>移動困難な乳幼児・障がい児者・高齢者が、食事や排泄支援・入浴・日中活動を利用できるように。車椅子移動だけで、地域で、近所で、安心してサービスを利用できるようになったらどれだけ住みやすい熊本市になるかと考えます。どうか実現できますように！よろしく申し上げます。</p>	<p>ご意見については、今後の取組に関する参考とさせていただきます。</p> <p>本市においても、障がい・こども・高齢等あらゆる福祉分野が連携を図りながら、支援する体制を作っています。</p>	⑤その他

※「障がいの表記について

このプランでは、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名詞等については、「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。